

Q:

【シリーズ②】名古屋市に住んでいます。亡くなった家族の遺体や遺骨を、自分の国へ送る時はどうすればいいですか？

A:

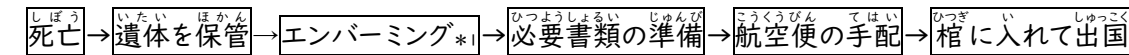
外国へ遺体や遺骨を送る時は、日本での手続きだけでなく、母国で受け入れるための手続きも必要です。

必要な書類やルールは国によって違うため、まずは母国の大使館・領事館へ確認してください。

また、海外への搬送に対応している葬儀会社へ早めに相談すると安心ですが、ここでは一般的な情報として手続きの流れを説明します。

(1) 遺体を母国へ送る場合

<主な流れ>



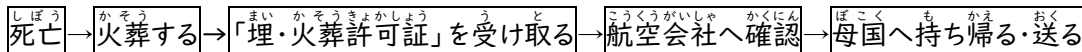
<確認・準備すること>

- ・母国の大使館・領事館へ連絡する
- ・母国で必要な書類を確認する
- ・遺体を置く場所を決める
- ・*1 エンバーミング(遺体を腐りにくくする処置)が必要か確認する
- ・海外搬送に対応している葬儀会社を探し、相談する
- ・航空会社の条件を確認する

※ 国によっては、遺体を受け入れできない場合があります。

(2) 遺骨を母国へ送る・持ち帰る場合

<主な流れ>



<確認すること>

- ・母国の大使館・領事館へ連絡する
- ・母国で必要な書類を確認する
- ・遺骨を機内へ持ち込めるか、航空会社へ確認する

※「埋・火葬許可証」は、空港や母国で必要になることがあります。大切に保管してください。

★復習★ 家族が亡くなったときに区役所などで必要な主な手続き

【シリーズ①】を確認してください → <https://x.gd/mOUwR>

- ・区役所に「死亡届」を出す(7日以内)
- ・区役所から「埋・火葬許可証」を受け取る
- ・入国管理局へ在留カードを返す(14日以内)
- ・大使館・領事館へ連絡する
- ・区役所などで、健康保険や年金の手続きをする(5～14日以内)

(その他) 区役所以外で必要な主な手続き

- ① 税金・自動車などの手続き → 税務署、県税事務所、愛知運輸局などで確認
- ② 年金・不動産などの手続き → 年金事務所、名古屋法務局などで確認
- ③ 住宅・水道などの手続き → 住宅供給公社、契約している不動産業者などで確認
- ④ 銀行のお金のこと、携帯電話、電気・ガスなどの手続き → 銀行、携帯電話会社、電気・ガス会社などで確認

*名古屋市では、家族がなくなった後にやることなどを HP に載せています。

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/todokede/1007851/1034702/1008128.html>